

令和7年度第22回ヨコハマeアンケート 喫煙に関するアンケート

実施期間 令和8年1月23日（金）から2月2日（月）
事業所管課 健康福祉局健康推進課、資源循環局街の美化推進課

回答者数 1,196人（回答率：23.9%）
【参考】eアンケートメンバー数 5,012人（1月23日時点）

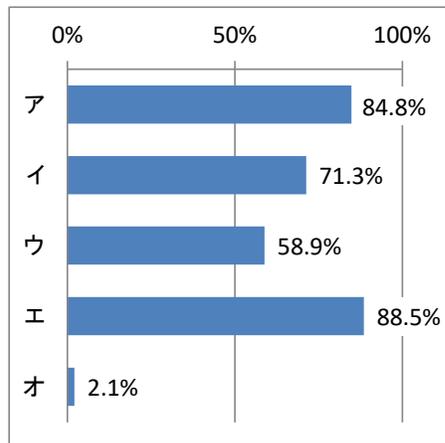
年代別、横浜市内在住・在勤・在学別の回答者構成比

	10歳代	20歳代	30歳代	40歳代	50歳代	60歳代	70歳以上	計
横浜市内在住	2 (0.2%)	9 (0.8%)	71 (5.9%)	147 (12.3%)	308 (25.7%)	393 (32.8%)	261 (21.8%)	1,191 (99.5%)
横浜市内在勤	0 (0.0%)	0 (0.0%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	1 (0.1%)	2 (0.2%)	0 (0.0%)	5 (0.5%)
横浜市内在学	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)	0 (0.0%)
計	2 (0.2%)	9 (0.8%)	72 (6.0%)	148 (12.4%)	309 (25.8%)	395 (33.0%)	261 (21.8%)	1,196 (100.0%)

Q1 たばこに関して気になることはありますか。
※「オ 特に気にしない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
(複数選択可)

n = 1,196

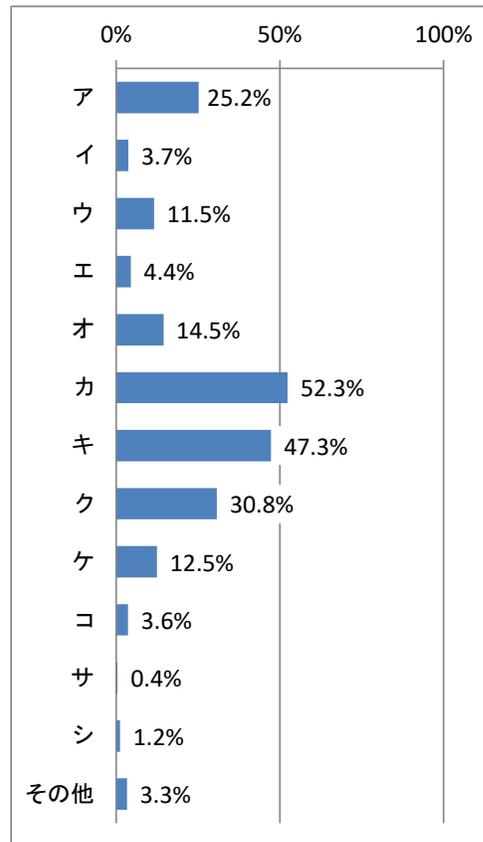
ア	たばこの煙やにおい	84.8%	1,014
イ	受動喫煙による健康影響	71.3%	853
ウ	歩きたばこの火によるやけど	58.9%	704
エ	吸い殻のポイ捨て	88.5%	1,059
オ	特に気にしない	2.1%	25



Q2 あなたはこの1か月間、受動喫煙の機会がありましたか。ある場合はどのような場所・状況でしたか。
 ※「ア 機会はありません」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 (複数選択可)

n = 1,196

ア	機会はありません	25.2%	301
イ	自宅(同居家族等の喫煙による受動喫煙)	3.7%	44
ウ	自宅(近隣住民等の喫煙<ベランダ・庭等>による受動喫煙)	11.5%	138
エ	職場内	4.4%	53
オ	飲食店	14.5%	173
カ	歩きたばこ	52.3%	626
キ	路上喫煙(立ち止まっている状態やベンチに座った状態等での喫煙)	47.3%	566
ク	屋外の喫煙所の周囲	30.8%	368
ケ	公園	12.5%	149
コ	公共施設	3.6%	43
サ	医療機関	0.4%	5
シ	行政機関(区役所や市役所等)	1.2%	14
その他		3.3%	39



その他(抜粋)

道路上で、すれ違う対向車線の車や片側二車線道路で隣の車の運転手が窓を開けてたばこを吸っていて自分の車内に煙が入ることがたまにあります。

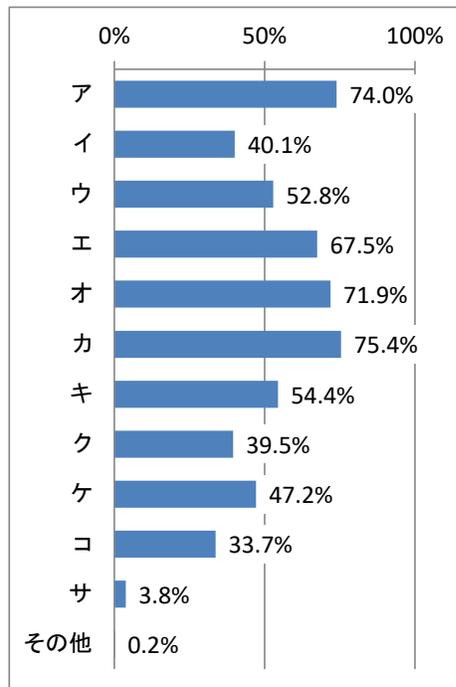
飲食店の排気口から出る煙もしくは喫煙室から漏れる煙。工事現場の人が休憩中に外でたばこをふかふか吸っている。住居(マンション)の外に座るスペースがあると、そこで座って吸っている。パチンコ屋の前など。

紙巻きたばこの喫煙所内

Q3 ポイ捨て・喫煙禁止条例、公園条例、健康増進法に関する内容についてお聞きます。
 喫煙等に関するルール(※3)について、知っていることをお答えください。
 ※「サ 知っていることはない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 ※ア～エ: ポイ捨て・喫煙禁止条例関連
 オ: 公園条例関連
 カ～コ: 健康増進法関連
 (※3) 喫煙に関するルール: 吸い殻等ポイ捨ての禁止、歩きタバコをしないよう努力する義務、喫煙禁止地区、受動喫煙に配慮する義務など
 (複数選択可)

n = 1,196

ア	市内全域でポイ捨ておよび歩行中に喫煙しないよう努めなければならない	74.0%	885
イ	清潔できれいな街をつくるのが特に必要と認められる地区(美化推進重点地区)があること	40.1%	479
ウ	屋外で喫煙する場合は携帯用吸い殻入れを持つよう努めなければならない	52.8%	632
エ	喫煙禁止地区内における屋外の公共の場所での喫煙は禁止されている(巡回指導員による巡回)	67.5%	807
オ	市の公園は全面禁止であること	71.9%	860
カ	学校・医療機関・行政機関などでは原則敷地内禁煙である	75.4%	902
キ	飲食店・オフィス・事務所・商業施設など人が複数集まる場所では原則屋内禁煙である	54.4%	651
ク	全ての国民が喫煙時には周囲の人にたばこの煙を吸わせないように配慮する義務がある	39.5%	473
ケ	喫煙時子どもや患者の前では特に配慮しなければならない	47.2%	564
コ	20歳未満の者は喫煙エリアに立ち入ることが禁止されている	33.7%	403
サ	知っていることはない	3.8%	46
その他		0.2%	2



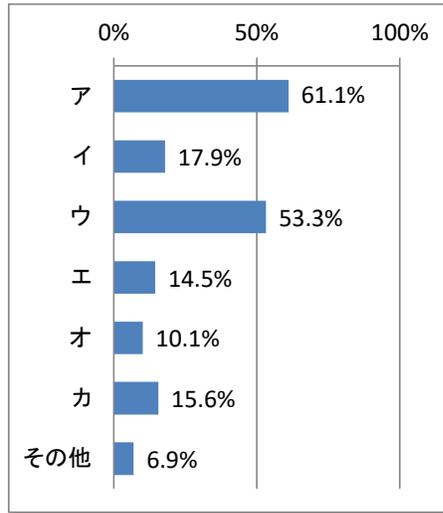
その他(抜粋)

自分は非喫煙者なのでそれぞれの条令等による細かい内容までは知らない。

Q4 ポイ捨て・喫煙禁止条例、健康増進法に関する内容についてお聞きします。
 喫煙等に関するルール(Q3の※3参照)の情報はどこで知りましたか。
 (複数選択可)

n = 1,196

ア	横浜市の広報媒体(ウェブページ・広報よこはま・SNS等) [横浜市が作成している喫煙のルールに関する啓発動画を含む]	61.1%	731
イ	駅前等での啓発活動における声掛け	17.9%	214
ウ	街なかの看板やポスター等の掲出物	53.3%	637
エ	口コミ・知り合い	14.5%	173
オ	たばこの販売店や製造者等・事業者のウェブページやSNS	10.1%	121
カ	自治会・町内会の掲示板	15.6%	187
その他		6.9%	82



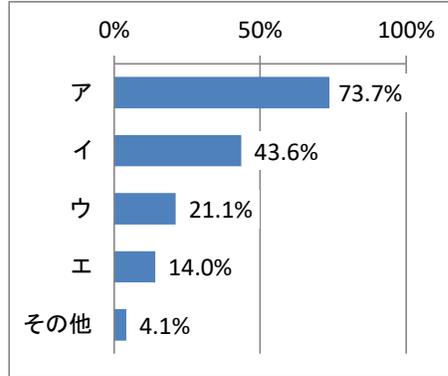
その他(抜粋)

ニュース(ネットニュース含む)
職場での周知

Q5 横浜市の喫煙に関する情報発信について、不足していると感じる内容を教えてください。
 ※「エ 特に不足していると感じない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 (複数選択可)

n = 1,196

ア	喫煙に関するマナー・ルールについて	73.7%	882
イ	受動喫煙による健康への影響	43.6%	521
ウ	禁煙したい方への支援の情報	21.1%	252
エ	特に不足していると感じない	14.0%	168
その他		4.1%	49



その他(抜粋)

罰則について具体的に周知しないと罰則を作った意義(抑止効果)がない。罰則が無いならつくるべき。

喫煙をしたい人が安心して吸える場所の情報も必要なのではないかと感じる時がある。喫煙はたしかに害があるが、吸いたい人も居る訳で、吸いたい人にも居場所が必要と考える。

吸い終わった直後について。吸い終わってすぐは、ご自身の口や身体に煙や臭いが残っていて、それも受動喫煙になること。

Q6 ポイ捨て・喫煙禁止条例、健康増進法に関する啓発活動についてお聞きます。
 次の活動について、知っていますか。
 ※「ウ どちらも知らない」を選択した場合は、他の回答を選択しないでください。

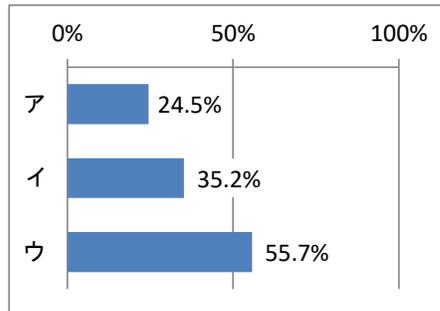
【喫煙禁止地区を巡回する指導員】 【駅前周辺で行うピブスを着た職員による声掛けパトロー



(複数選択可)

n = 1,196

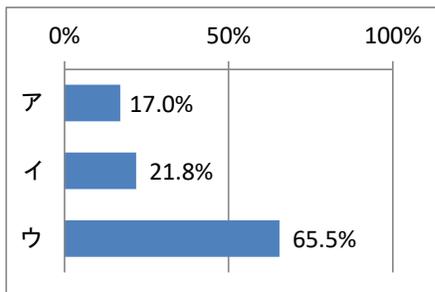
ア	喫煙禁止地区を巡回する指導員(制服着用・過料徴収あり)	24.5%	293
イ	駅前周辺で行うピブスを着た職員による声掛けパトロール(歩きタバコ・ポイ捨て、受動喫煙防止)	35.2%	421
ウ	どちらも知らない	55.7%	666



Q7 Q7の啓発活動について、現場で見たことがありますか。
 ※「ウ どちらも見たことがない」を選択した場合は、他の回答を選択しないでください。
 (複数選択可)

n = 1,196

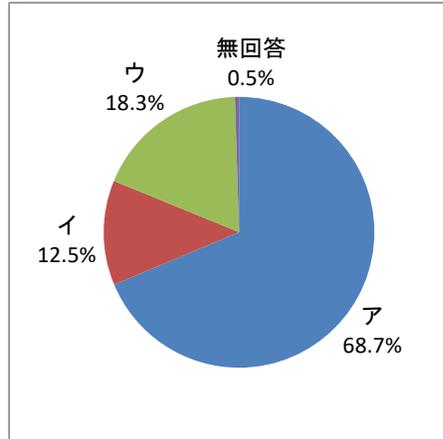
ア	指導員による巡回・指導を見たことがある	17.0%	203
イ	駅前でピブス着用職員による声掛けを見たことがある	21.8%	261
ウ	どちらも見たことがない	65.5%	783



Q8 横浜市が設置する屋外喫煙所についてお聞きします。
 横浜市では、喫煙禁止地区での喫煙を未然に防ぐために、屋外喫煙所を設置し、分煙環境を整えています
 (17か所)。
 喫煙禁止地区指定にあわせ、喫煙所を設置することは喫煙マナーの向上に効果があると思いますか。
 (単一選択)

n = 1,196

ア	効果があると思う (Q10へ)	68.7%	821
イ	効果はないと思う (Q9へ)	12.5%	150
ウ	どちらともいえない (Q9へ)	18.3%	219
無回答		0.5%	6
		100.0%	1,196



Q9 Q8で「イ 効果はないと思う」「ウ どちらともいえない」を選択した方にお聞きします。
 そう思う理由を教えてください。
 (自由意見)

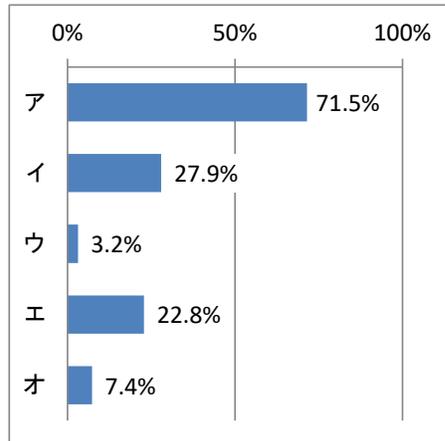
(抜粋)

喫煙所の外まで空気が漏れているのでたばこの臭いは普通にする。臭いは完全にそこに留めておいてほしい。分煙したところで近くを通れば受動喫煙の機会は減らないし、むしろそこで出ている濃密な煙が塊で外に漏れるので余計に臭い。
マナーを守る人には効果があると思うが、マナーを守らない人にとっては効果がない。マナーを守らない人への対策を強化してほしい。
一定の効果はあるが、歩きたばこをする人は減らないと思う。

Q10 飲食店の受動喫煙対策についてお聞きします。
 飲食店を利用する際の選択について、該当するものを選んでください。
 ※「オ 特に気にしない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 (複数選択可)

n = 1,196

ア	お店全体が禁煙の店舗を選ぶ	71.5%	855
イ	お店自体は禁煙だが喫煙室等がある店舗を選ぶ	27.9%	334
ウ	お店全体が喫煙可能な店舗を選ぶ	3.2%	38
エ	同行する相手により店舗を選ぶ基準を変える	22.8%	273
オ	特に気にしない	7.4%	88



Q11

飲食店の受動喫煙対策についてお聞きします。
 横浜市内の飲食店では、利用者の望まない受動喫煙を防ぐため、お店が禁煙か喫煙可能かがわかるように、お店の出入りに標識を掲示することが義務付けられています。その標識を参考にしてお店を選んでいますか。

【参考】掲示が必要な喫煙・禁煙の標識

<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/kenko-iryō/kenkozukuri/tabako-health/taisaku/hyoushiki.html>

画像1

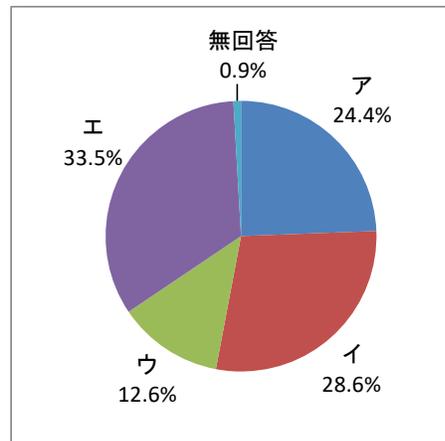
画像2



(単一選択)

n = 1,196

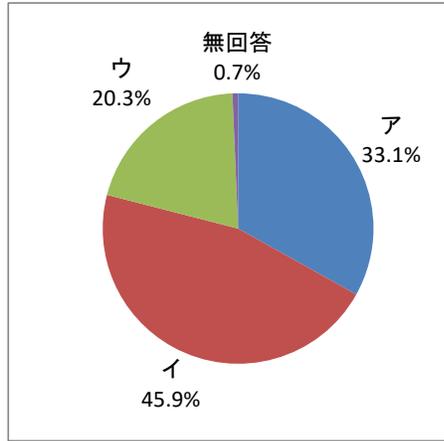
ア	いつも参考にしている	24.4%	292
イ	たまに参考にしている	28.6%	342
ウ	参考にしていない	12.6%	150
エ	標識をみたことがない	33.5%	401
無回答		0.9%	11
		100.0%	1,196



Q12 「加熱式たばこには、発がん物質やニコチンなど健康への影響を与える有害な化学物質が含まれている」と報告されていますが、加熱式たばこの健康への影響についてご存知ですか。
(単一選択)

n = 1,196

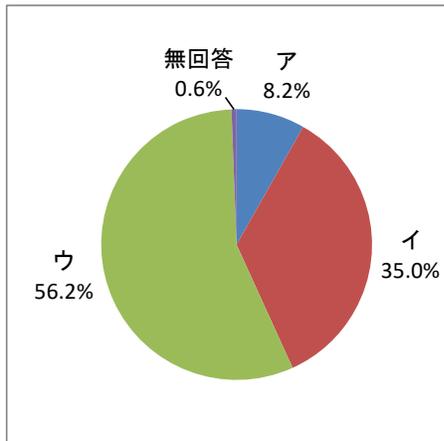
ア	知っている	33.1%	396
イ	なんとなく知っている	45.9%	549
ウ	知らない	20.3%	243
無回答		0.7%	8
		100.0%	1,196



Q13 あなたはたばこを吸いますか。
※本アンケートでは「たばこ」は葉たばこを原料とした「紙巻きたばこ」・「加熱式たばこ」を指します。葉たばこを原料としない「電子たばこ」は含みません。
(単一選択)

n = 1,196

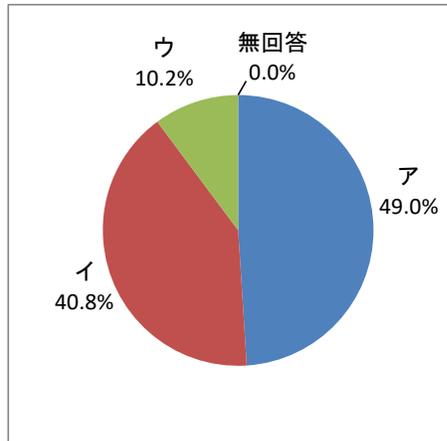
ア	吸う (Q14・15・16・17・18へ)	8.2%	98
イ	以前吸っていたが禁煙した (Q19へ)	35.0%	419
ウ	吸ったことがない (Q20へ)	56.2%	672
無回答		0.6%	7
		100.0%	1,196



Q14 Q13で「ア 吸う」を選択した方にお聞きます。
あなたは主にどの種類のたばこを吸っていますか。
(単一選択)

n = 98

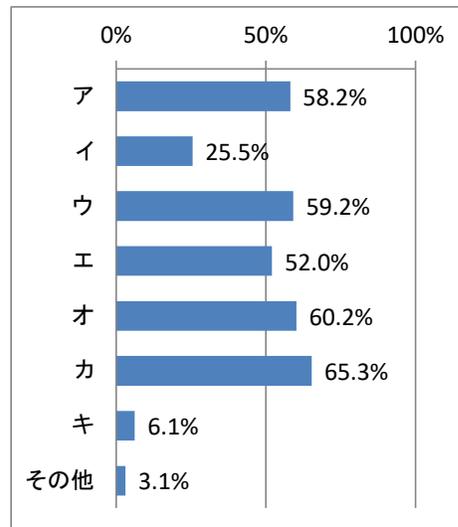
ア	紙巻きたばこ	49.0%	48
イ	加熱式たばこ	40.8%	40
ウ	両方	10.2%	10
無回答		0.0%	0
		100.0%	98



Q15 普段どこでたばこを吸っていますか。
(複数選択可)

n = 98

ア	自宅(室内)	58.2%	57
イ	自宅(ベランダ・庭等)	25.5%	25
ウ	横浜市が喫煙禁止地区内に設置している屋外喫煙所(市内17か所)	59.2%	58
エ	上記ウ以外の屋外喫煙所(コンビニエンスストア・たばこ屋・飲食店等の店頭)に設置された喫煙コーナー)	52.0%	51
オ	飲食店の喫煙スペース	60.2%	59
カ	商業施設やオフィスビルなどの屋内喫煙スペース	65.3%	64
キ	路上	6.1%	6
その他		3.1%	3



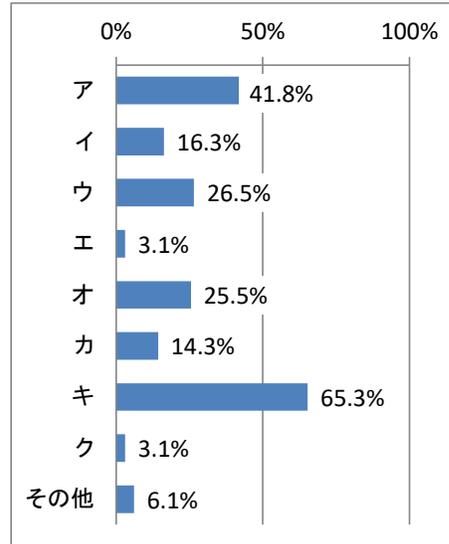
その他(抜粋)

職場の喫煙場所

**Q16 喫煙所の場所を知りたいとき、どのような方法で情報を探しますか。
(複数選択可)**

n = 98

ア	インターネット検索(Googleなど)	41.8%	41
イ	地図アプリ(Googleマップ、Yahoo!地図など)	16.3%	16
ウ	専用アプリ(喫煙所検索アプリなど)	26.5%	26
エ	SNS(X、Instagramなど)	3.1%	3
オ	施設や店舗の公式サイト	25.5%	25
カ	知人・同僚、喫煙者に聞く	14.3%	14
キ	現地の案内表示	65.3%	64
ク	パンフレット(紙媒体)	3.1%	3
その他		6.1%	6



その他(抜粋)

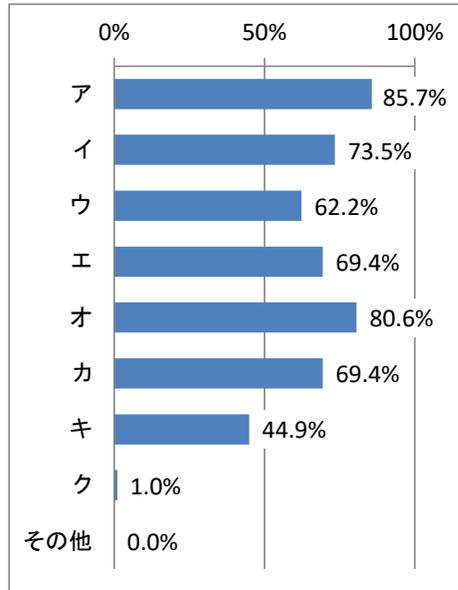
吸える場所に出会わなければ吸わないし、外出時たばこを持ち歩かないので、特に情報を必要としない。

歩き回って探す。

Q17 喫煙する際に気を付けていることはありますか。
 ※「ク 特に気にしていない」を選択した方は、他の回答を選択しないでください。
 (複数選択可)

n = 98

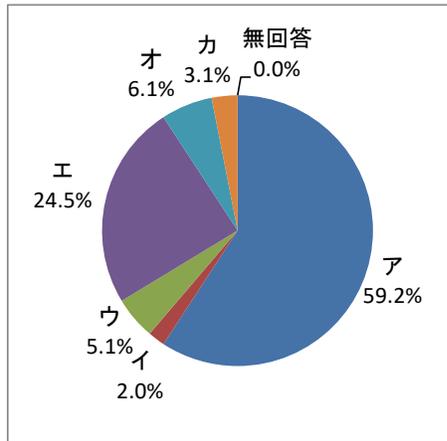
ア	ポイ捨てはしない	85.7%	84
イ	歩きタバコはしない	73.5%	72
ウ	携帯灰皿を持ち歩いている	62.2%	61
エ	子どもや妊産婦・病人がそばにいる場所では吸わない	69.4%	68
オ	決められた喫煙所以外では吸わない	80.6%	79
カ	人通りのあるところでは吸わない	69.4%	68
キ	家族の前では吸わない	44.9%	44
ク	特に気にしていない	1.0%	1
その他		0.0%	0



Q18 この1～2年間で喫煙に関する行動に変化はありましたか。
(単一選択)

n = 98

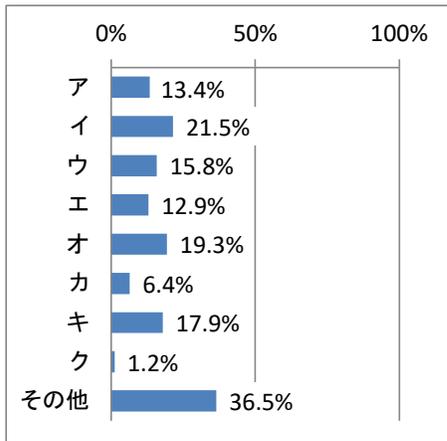
ア	変化なし	59.2%	58
イ	喫煙をはじめた(再開を含む)	2.0%	2
ウ	たばこの本数が増えた	5.1%	5
エ	たばこの本数が減った	24.5%	24
オ	紙巻きたばこから加熱式たばこに変えた	6.1%	6
カ	加熱式たばこから紙巻きたばこに変えた	3.1%	3
無回答		0.0%	0
		100.0%	98



Q19 Q13で「イ 以前吸っていたが禁煙した」を選択した方にお聞きします。
以前喫煙していて現在喫煙していない方にお聞きします。(該当しない方はQ21へ進んでください)
何がきっかけで禁煙しましたか。
(複数選択可)

n = 419

ア	喫煙可能な場所が減ったから	13.4%	56
イ	経済的理由(たばこ料金の値上げ等)	21.5%	90
ウ	家族や知人など、周囲の目が気になるため	15.8%	66
エ	身近な人からのすすめ	12.9%	54
オ	自分や身近な人が病気をしたから	19.3%	81
カ	美容面(肌や歯の変化など)が気になった	6.4%	27
キ	健康診断や受診時に医療関係者からやめるように言われた	17.9%	75
ク	所属先(学校・勤務先など)からやめるように言われた	1.2%	5
その他		36.5%	153



その他(抜粋)

病気の入院をキッカケに禁煙することができた。
自分でやめようと思った。
子供を授かり、家族と自身への健康影響を考慮して。

Q20 横浜市の喫煙対策に関する取組について、ご意見がありましたらご記入ください。
(自由意見)

(抜粋)

以前に比べ、歩行及び路上喫煙はかなり減りましたが、やはりまだたまに見掛けることがあります。そういう喫煙者に限り、マナーが守られていない為、ポイ捨てや火の付いた先を外側に向ける等しており、危険を感じます。出来れば特定地域だけではなく、市内全体を屋外喫煙禁止にしてほしいと感じます。

紙たばこの歩きたばこは減ってきたように思いますが、加熱式たばこは歩きたばこの人が多く、乳幼児を連れていると、特に受動喫煙が心配です。加熱式たばこについても、歩きたばこ禁止を周知してほしいです。

側溝などに、吸殻をそのまま捨てるなどでガスに引火して爆発した事件がありました。そういうことを考えるとやはりたばこのポイ捨ては問題です。定期的にゴミ拾いなどの企画をしてポイ捨ても含めて啓発活動をしていくなどの取組はどうでしょうか。

屋外喫煙所から漏れる煙と匂いをもっと軽減してほしいです。またはもっと離れてところに設置してほしい。非喫煙者からすると本当に迷惑です。

自分自身は受動喫煙やたばこのポイ捨てを迷惑だと感じている立場ですが、Q3の条例など、細かいルールで知らないことが多く、禁煙/喫煙の標識も見たことがなかった(気づいたことがなかった)です。標識は今後参考にしたいです。市の広報等でもっと周知されるとよいと思いました。

健康増進のため、もっと厳しい禁煙対策に取り組んでほしい。

マンション内でもベランダ、換気扇下での喫煙について注意喚起として張り出されます。たばこを吸ってる時は気が付きませんが、たばこを吸わない人にとっては臭いが強く、不快感をもたらすので、感じ方の意識の違いをどうやったら認識してもらえるのか。そのような対策をお願いします。

最近では、たばこを入口として他の危険薬物や違法薬物等に手を出す若者も少なくないと聞いています。それらの中毒性ともあわせて、自身の健康や生活を見つめ直すよう訴えていただければと思います。